

「まん延防止等重点措置」の適用について

【期間】

令和4年1月27日(木)～2月20日(日)

【重点措置を講じるべき区域(措置区域)】

県内全域

対策①(飲食店への時短要請等)

対 象:食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店(カラオケ店、バー等含む。)

※宅配・テイクアウトを除く

①営業時間の時短要請等(法第31条の6第1項)

区 分		いしかわ新型コロナ対策認証店 (以下のいずれかを選択)		その他
営 業 時 間		5時～21時	5時～20時	5時～20時
酒 類 提 供		20時まで提供可	終日、提供自粛 (利用者による酒類の店内持込を含む)	終日、提供自粛 (利用者による酒類の店内持込を含む)
協力金 (1店舗あたり) 全期間実施 を前提	中小企業	2.5～7.5万円/日	3～10万円/日	3～10万円/日
	大企業 (中小企業も 選択可)	1日あたりの売上高の減少額×0.4(上限20万円) ※営業時間5時～21時(20時まで酒類提供可)の場合: 上限20万円又は1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額		

石川県事業者支援ワンストップコールセンター: 9時～18時(土日祝も開設) 076(225)1920

②会食人数の制限(法第24条第9項)

同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下【全ての飲食店が対象】

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない

対策②(集客施設への要請)

対象施設 (1000m ² 超)	施設例	要請内容 (法第31条の6第1項)
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	<ul style="list-style-type: none"> • 入場をする者の整理等 →入場者が密集しないよう整理・誘導、 人数管理・人数制限等 • 入場をする者に対するマスクの 着用の周知 • 感染防止措置を実施しない者の 入場の禁止 • 会話等の飛沫による感染の防止 に効果のある措置 →アクリル板等の設置、適切な距離の 確保等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホールなど	
ホテル等	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設等	体育館、ボウリング場、スポーツクラブなど	
博物館等	博物館、美術館、水族館、動物園など	
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど	
商業施設	大規模小売店、百貨店、家電量販店など	
遊興施設	個室ビデオ店、勝馬投票券販売所など	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティックなど	

県民旅行割、GoToイートプレミアムについて

○ 県民旅行割

- 1月27日(木)～ **事業停止**
- ・新規予約の受付停止
 - ・既予約分の割引停止
 - ・観光クーポンの発行・利用停止
- 〔※ 1月31日まで、旅行のキャンセル料は無料となります〕

○ GoToイートプレミアム

- 1月27日(木)～ **食事券の販売停止**
- 食事券の利用自粛**
(テイクアウト・デリバリーは利用可)

食事券の利用期限

従 来：2月末まで
再開後：販売停止・利用自粛した期間分を延長

対策③ 皆様へのお願い(1)

ア)外出・県境を跨ぐ移動

- **混雑した場所や感染リスクが高い場所**への外出や移動は控える
- **県外との不要不急の往来、及び来県自粛**

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査の実施による県境を跨ぐ移動の制限の緩和は行わない

イ)飲食

(県民の皆様へ)

- **感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛**
→「いしかわ新型コロナ対策認証店舗」を利用。同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下で
- **時短要請に依拠していない飲食店の利用自粛**(*法第31条の6第2項)

(事業者の皆様へ)

- **業種別ガイドラインの遵守**
- **来店者に対する原則マスク着用の注意喚起**など感染対策の徹底

*以外は法第24条第9項に基づき協力要請

対策③ 皆様へのお願い(2)

ウ)職場

- 在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、**出勤者数の削減**を
- 時差出勤、自転車通勤など**人との接触を低減する取組の強力な推進**
- 事業場の**換気励行、昼休みの時差取得**など感染防止のための取組や、「**三つの密**」等を避ける行動の徹底
- 居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意**
- 業種別ガイドラインの遵守**(法第24条第9項)